京都市告示第745号

地方自治法施行令第158条の2第1項の規定に基づき、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで、次の者を京都市公金収納受託者とし、市税の収納事務を委託します。 令和5年3月31日

京都市長 門川 大作

1 公金収納受託者の名称等

名称及び代表者	住所
三菱UF J ニコス株式会社	東京都文京区本郷3丁目33番5号
代表取締役社長 石塚 啓	
国分グローサーズチェーン株式会社	東京都江東区木場5丁目10番地11
代表取締役 横山 敏貴	
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南1丁目8番27号
代表取締役社長 馬場 英一	
株式会社セイコーマート	札幌市中央区南9条西5丁目421番地
代表取締役社長 赤尾 洋昭	
株式会社セブンーイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
代表取締役社長 永松 文彦	
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号
代表取締役社長 細見 研介	
株式会社ポプラ	広島市安佐北区安佐町大字久地665番地
代表取締役社長 目黒 俊治	の1
ミニストップ株式会社	千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
代表取締役社長 藤本 明裕	
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号
代表取締役社長 飯島 延浩	
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号
代表取締役社長 竹増 貞信	

2 京都市公金収納受託者による収納を認める市税の範囲

市・府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償 却資産)、軽自動車税(種別割)

(市税事務所納税室)